

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案」について  
(結果公示)

令和 3 年 7 月 1 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課

厚生労働省では、下記のとおり、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案（密封包装食品製造業の対象外食品の追加）に関する意見の募集を行いました。

今般、お寄せいただいた御意見を踏まえ検討した結果、密封包装食品製造業の対象外とする食品について、検討を要する事項があると考えられたため、改正は行わないこととしました。

なお、密封包装食品製造業の対象外とする食品に関しては、改めて整理の上、意見公募手続を行うことといたします。

記

命令等の題名：食品衛生法施行規則の一部を改正する省令  
命令等の案の公示日：本年 3 月 10 日

以上